

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日立造船株式会社			コード	7004
提出日	2023/5/25	異動(予定)日	2023/6/21		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし	
1	リチャード R. ルーリー	社外取締役	○											△				訂正・変更	有
2	庄司 哲也	社外取締役	○											△				訂正・変更	有
3	坂田 信以	社外取締役	○											△				新任	有
4	堀口 明子	社外取締役	○											△				新任	有
5	安原 裕文	社外監査役	○											△				訂正・変更	有
6	荒木 誠	社外監査役	○											○				新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	リチャード R. ルーリー氏が2015年1月に退所するまでパートナーを務めていた米国弁護士事務所と当社との間には、過去3事業年度において取引関係はありません。また、同氏は個人として2015年1月から当社米国子会社と法律顧問契約を締結していましたが2020年12月で終了しており、過去3事業年度の年間平均取引実績額は200万円未満(うち直近2事業年度の取引関係はありません。)であります。	長年にわたり米国弁護士事務所のパートナーを務め、国際的な企業法務に関する豊富な経験と専門知識を有しており、コーポレート・ガバナンスの強化、事業のグローバル化を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として役員人事、取締役の報酬の決定への関与を通じた業務執行に対する監督機能強化の役割を果たしてあり、引き続きこれらの役割を期待できるためであります。当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
2	庄司哲也氏が現在相談役を務め、2020年6月まで業務執行に携わっていたエス・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満、同社連結営業収益の0.1%未満であります。また、同氏が過去に業務執行に携わっていた西日本電信電話株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満であり、同社に対する売上はありません。	通信事業者において代表取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの強化、事業のグローバル化を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいただくとともに、2022年1月から指名・報酬諮問委員会の委員長として役員人事、取締役の報酬の決定への関与を通じた業務執行に対する監督機能強化の役割を果たしてあり、引き続きこれらの役割を期待できるためであります。当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
3	坂田信以氏が、過去に業務執行に携わっていた住友化学株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満であり、同社からの仕入れはありません。また、同氏が過去に業務執行に携わっていた株式会社住友化学情報センターおよび一般社団法人日本化学工業協会と当社の間には取引関係はありません。	化学メーカーに長年勤務し、執行役員を務め、また、情報会社の代表取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの強化、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として役員人事、取締役の報酬の決定への関与を通じた業務執行に対する監督機能強化の役割を期待できるためであります。当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
4	堀口明子氏が過去に業務執行に携わっていた沖電気工業株式会社と当社との間には、営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満、同社連結売上高の0.1%未満であります。また、同氏が現在または過去において業務執行に携わった株式会社および株式会社OKIプロラボと当社との間には取引関係はありません。	情報通信機器メーカーにおいて、広報部長や人事部長を歴任し、執行役員を務めるとともに、特許子会社の代表取締役も務めたほか、公益財団法人21世紀職業財団の理事を務めるなど、企業経営やダイバーシティ経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。コーポレート・ガバナンスの強化、DX(デジタルトランスフォーメーション)、ダイバーシティ経営、人的資本経営を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として役員人事、取締役の報酬の決定への関与を通じた業務執行に対する監督機能強化の役割を期待できるためであります。当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
5	安原裕文氏が過去に業務執行に携わっていたパナソニック株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満、同社連結売上高の0.1%未満であります。また、同氏が過去に業務執行に携わっていたパナソニックホームズ株式会社と当社との間には取引関係はありません。	電機、機器メーカーの常任監査役や同社グループ企業の代表取締役、経理部門責任者を務めるなど、企業経営や監査業務、財務、会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として、独立した立場から当社経営、事業運営などに対する適切な意見、助言をいただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として役員人事、取締役の報酬の決定への関与を通じた業務執行に対する監督機能強化の役割を果たしてあり、引き続き、当社のコーポレート・ガバナンス、監査体制の充実に貢献することが期待できるためであります。当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
6	荒木 誠氏が現在業務執行に携わっている関西電力株式会社と当社との間には、営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満、同社連結売上高の0.1%未満であります。また、同氏が過去に業務執行に携わっていた株式会社オプテージと当社との間には、営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、同社の売上高の0.1%未満であり、同社に対する売上はありません。	情報通信事業会社において代表取締役を、また、電力会社において経営企画部門の責任者、執行役員を務めるなど、企業経営やICT・デジタルに関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。社外監査役として、独立した立場から当社経営、事業運営などに対する適切な意見、助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス、監査体制の充実に貢献することが期待できるためであります。当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

<p>(ご参考) 当社の社外役員の独立性判断基準</p> <p>当社は社外役員が以下の事項に該当しない場合、独立性を有すると判断しています。</p> <p>1. 当社の主要な株主(直近事業年度末日において当社の議決権の10%以上を保有する株主)またはその業務執行者</p> <p>2. 当社の主要な取引先または過去3年間にその業務執行者であった者</p> <p>※主要とは、過去3事業年度における当社との年間平均取引額が、当社の平均連結売上高の2%以上の場合をいう。</p> <p>3. 当社を主要な取引先とする者または過去3年間にその業務執行者であった者</p> <p>※主要とは、過去3事業年度における当社との年間平均取引額が、その者の平均連結売上高の2%以上の場合をいう。</p> <p>4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタント(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)</p> <p>※多額とは、過去3事業年度平均で年間1,000万円以上の場合をいう。</p> <p>5. 当社から多額の寄付または助成を受けている団体の業務を執行する者</p> <p>※多額とは、過去3事業年度平均で年間1,000万円以上の場合をいう。</p> <p>6. 以下に該当する者の2親等以内の近親者</p> <p>(1) 上記1～5に該当する者(重要でない者を除く)</p> <p>(2) 過去3年間に、当社グループの取締役、執行役員または重要な使用人であった者</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社またはその子会社の業務執行者(取締役又は会計参与(社外監査役の場合))
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先(本人のみ)
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員が相互親任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社の寄付を行っている団体の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。